



山形県公報

平成17年12月9日(金)
第1700号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...1357
貸金業者に対する業務停止の処分.....(産業政策課)...1358
土地配分計画の作成.....(農村計画課)...同
土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...同
港湾計画の変更の概要.....(交通基盤課)...同
道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...1359
同.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1360
県道の供用の開始.....(同)...同
道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...同
同.....(同)...1361
県道の供用の開始.....(同)...同
同.....(同)...同
同.....(同)...同

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(生活安全調整課)...1362
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同
大規模小売店舗の廃止の届出.....(商業経済交流課)...同
特定調達契約に係る落札者の公告.....(公安委員会)...1363

正 誤

告 示

山形県告示第1119号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年12月9日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日 |
|------------------------------------|--------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号 | 吹浦荘第5グループホーム 酒田市新橋二丁目24番地16 | 地域生活援助 | 平成17.11.24 |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号 | 慈丘園第2グループホーム 鶴岡市大山字堤下2番地18号 | 地域生活援助 | 同 |

山形県告示第1120号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)第36条の規定により、次のとおり貸金業者に対し業務の停止を命じた。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏名又は名称及び代表者氏名 | 住 所 | 業務停止期間 | 業務の停止を命ずる範囲 |
|--------------------------|------------------------------------|---|---------------------------|
| 東洋産業開発株式会社 金 烘 鍾 | 鶴岡市睦町16番21号 | 平成17年12月9日から平成18年9月27日までの293日間で、法第24条の7第8項の規定に基づく届出が提出されるまでの間 | 業務の全部(弁済の受領及び債権の保全行為を除く。) |
| RiKiコーポレーション 伊 藤 力 弥 | 新庄市金沢861番地の13 メゾンフォルテ2-C | 平成17年12月9日から平成18年12月8日までの1年間で、法第24条の7第8項の規定に基づく届出が提出されるまでの間 | 業務の全部(弁済の受領及び債権の保全行為を除く。) |
| 笹勝商事 笹 塚 克 己 | 山形市旅籠町一丁目8番6号ストークマン ションアレイ302号室 | 平成17年12月9日から平成18年12月8日までの1年間で、法第24条の7第8項の規定に基づく届出が提出されるまでの間 | 業務の全部(弁済の受領及び債権の保全行為を除く。) |

山形県告示第1121号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第2項の規定により、土地配分計画を次のとおり作成した。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 地 区 名 | 所 在 | 予定売渡口数 | 予 定 売 渡 面 積 |
|--------|-----------|--------|-------------|
| 中山川樋地区 | 南陽市川樋字岩屋堂 | 増反1口 | 農地33平方メートル |

山形県告示第1122号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
上山市土地改良区
- 2 事務所の所在地
上山市金生東二丁目15-26
- 3 認可年月日
平成17年11月29日

山形県告示第1123号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3の規定に基づく鼠ヶ関港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成17年12月9日

鼠ヶ関港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更の概要

平成7年12月県告示第1325号によりその概要を公示した鼠ヶ関港湾計画について、取扱貨物量を227千トンと想定して次のとおり変更した。

(1) 外郭施設計画を次のとおり変更した。

| 地区名 | 名称 | 延長（メートル） |
|-------|------------|----------|
| 平佐浜地区 | 防波堤（西） | 677.0 |
| | 防波堤（西）（第2） | 300.0 |

(2) 港湾環境整備施設計画を次のとおり変更した。

緑地

| 地区名 | 面積（ヘクタール） |
|-------|-----------|
| 平佐浜地区 | 1 |

(3) 土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更した。

土地利用計画

| 地区名 | 面積（ヘクタール） | 用途 |
|-------|-----------|--------|
| 鼠ヶ関地区 | 1（1） | ふ頭用地 |
| | 1（1） | 港湾関連用地 |
| | 2（2） | 交通機能用地 |
| | 3（2） | 緑地 |
| | 2（2） | 交流厚生用地 |
| 平佐浜地区 | 6（6） | ふ頭用地 |
| | 1（1） | 交通機能用地 |
| | 1（1） | 緑地 |

（注）（ ）内の数は、港湾整備事業等による土地利用計画で内数である。

(4) その他計画のうちマリーナ計画を削除した。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

山形市松波二丁目8番1号 土木部交通基盤課空港港湾室

山形県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形天童線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|----------------|---|------|-------------------|-----------------------|
| 山形市落合町字千歳8番2から | | 旧 | 135.6メートル | 1,205 ^{メートル} |
| 同 上柳289番1まで | | | 16.2 | |
| 同 | 上 | 新 | 135.6メートル 32.5 | 同上 |

山形県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------|---|------|-----------------|--------------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番2から | | 旧 | 61.0メートル | 66 ^{メートル} |
| 同 826番1まで | | | 4.3 | |
| 同 | 上 | 新 | 61.0メートル 6.3 | 同上 |

山形県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番2から
同 826番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月9日

山形県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------------|-----|------|------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字京塚字牛潜山3788番1から 同 | 上まで | 旧 | 37.7メートル 14.8 | 114メートル |
| 同 | 上 | 新 | 45.2メートル 23.5 | 同上 |

山形県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------------------------------|-----|------|-----------------|--------|
| 最上郡真室川町大字大沢字手倉沢3449番3から 同 | 上まで | 旧 | 6.6メートル 4.0 | 97メートル |
| 同 | 上 | 新 | 17.0メートル 4.0 | 同上 |

山形県告示第1129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字牛潜山3788番1から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月9日

山形県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 西郡居口線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字手倉沢3449番3から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月9日

山形県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 福寿野熊高線

- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字縄路3120番2から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月9日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
消防防災ヘリコプター「もがみ」用エンジン 1基
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部危機管理室生活安全調整課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2202
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年11月8日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本エアロスペース株式会社 東京都港区南青山二丁目5番17号
- 5 随意契約に係る契約金額 52,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日
平成17年11月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 グラウンドワーク寒河江
 - (2) 代表者の氏名
佐藤 順一
 - (3) 主たる事務所の所在地
寒河江市本町二丁目8番3号「フローラ寒河江」内
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、寒河江市を中心とする村山地域において市民(団体)企業、行政のパートナーシップによる協働活動を模索しうる組織体に対し体制づくりのコーディネート、助言、実務に関する事業を展開することにより、地域住民、企業、行政との連携をより一層深め地域環境改善に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成17年12月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号
代表取締役 武田 吉則
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエーFC長井店
長井市ままの上6番3号

- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日
平成17年7月7日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月9日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
指紋情報管理システム機器（ソフトウェアを含む。）の賃貸及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成17年10月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECリース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 落札金額 14,112,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成17年9月2日

正 誤

| 発行年月日 | 県公報 番 号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------------|------------|------|---|---|------------------|
| 平成17. 9. 9 | 第1675号 | 1009 | 8 | 同 | 津谷364 - 7 同 津谷38 |

平成17年12月9日印刷
平成17年12月9日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056